

## 令和7年度 大阪府同和問題解決推進審議会議事概要

### (開催要領)

1 とき 令和7(2025)年9月8日(月) 午後2時～午後4時

2 ところ 大阪赤十字会館 301会議室

3 出席委員

1号委員

西林 克敏  
森田 彩音  
堀江 ゆう  
大竹 いずみ

2号委員

小野 順子  
齋藤 直子  
丹羽 徹  
濱元 伸彦  
平野 智之  
山本 克典

3号委員

赤井 隆史  
高木 剛  
田村 賢一  
畠中 幸司

4号委員

福岡 洋一  
田中 祐二

### (議事次第)

1 開 会

2 議 題

- (1) 会長の選任等について
- (2) 同和問題の解決に向けた大阪府の取組

3 閉 会

## (議事録要旨)

※発言者の記載については、次のとおり。

◎:会長 ○:委員 ●:事務局

### ●事務局であります大阪府人権局人権擁護課よりご説明させていただきます。

お手元の資料「同和問題の解決に向けた大阪府の取組」の1ページをご覧ください。まず、同和問題の解決に向けた大阪府の取組につきまして、根拠となる条例、方針に基づき、概括的にお示しさせていただいております。

大阪府では、平成10年に「すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現」を目的としました「人権尊重の社会づくり条例」を制定いたしました。この条例の第5条に基づき、「人権施策推進基本方針」を平成13年に策定しております。

この基本方針につきましては、府が取り組むべき主要課題の一つとして「同和問題」をあげており、その内容について、国が公表した調査報告書では、部落差別についての正しい理解が進む一方で、心理面における偏見、差別意識が依然として残っていること、それからインターネット上の誹謗中傷が一定数見られるといったことが示されています。

また、令和2年実施の府民意識調査におきましては、同和問題に関する人権侵害として、インターネット上の誹謗中傷に対する認知度が最も高いとの報告が記載されています。

さらに、同和問題の解決に向けては、昭和60年に施行された条例に基づきまして、差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する調査の規制等を行うとともに、平成28年に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の趣旨を踏まえながら、「相談体制の充実や教育・啓発等の取り組みの推進」をしていく必要があること、最後に「インターネット上の差別の助長・誘発といった課題への対応」を求められている、と指摘がなされているところでございます。

次に下段になります。大阪府人権白書「ゆまにてなにわ」の発行について、でございます。「ゆまにてなにわ」は、先ほどご紹介させていただきました「人権尊重の社会づくり条例」の具体化のために、「人権施策基本方針」を策定し、総合的な施策の推進に努めることとしており、府民に人権をご自身に関わる身近な問題としてとらえていただけるよう、人権問題についてわかりやすく解説した入門書でございます。

市役所や学校、図書館等に配布するとともに、大阪府庁内の人権研修や企業等の人権研修に広く活用いただいております。本日は資料としてお手元にお配りしておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして2ページをご覧ください。今説明しました取組について、詳細を記載しています。

さらに大阪部の具体的な取組を紹介させていただきます。まず1の「部落差別事

象の発生防止のための取組」でございます。

「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に基づき、結婚差別や就職差別等の部落差別事象を引き起こすおそれのある個人、さらには「興信所・探偵社業者」及び「土地調査等を行う者」に対する遵守事項、さらに違反した場合について規定をし、部落差別事象の発生防止に努めております。

次に3ページでございます。2の三位一体の取組や相談体制の充実でございます。同和問題をはじめ、様々な人権課題に対しまして、人権相談、人材育成、人権啓発の取組を一体の取組として、府と市町村等が連携しながら施策を展開しております。

まず、人権相談につきましては、多様な人権課題に対応するため、大阪府人権相談窓口を設置し、市町村では対応困難な広域的な事案や専門性の高い事案に対応するとともに、市町村の相談事業をサポートするための助言を行うほか、国、市町村、民間を交えた府内の人権相談機関のネットワークの連携強化を図っております。

併せまして、住民に身近な市町村での地域の実情に沿った相談対応ができるよう、市町村の裁量による自主的な取組を促進するため、総合相談事業交付金による支援を行っております。人材育成といたしましては、市町村や NPO 等における人材相談業務に従事する相談員や人権擁護士などの人材を育成するため、必要な知識の習得、スキルアップを図るための講座を開催するなど、人材の育成に努めております。

また、人権啓発におきましては、府において後ほど説明させていただきますような様々な人権啓発事業を実施するとともに、市町村が実施する人権啓発事業を支援するために人権啓発アドバイザー派遣等の支援事業を実施しております。

その下側になりますが、人権相談の取組の状況でございます。相談件数の推移や同和問題に関する相談内容の事例、また、府内における差別事象件数の推移や令和6年度における差別事象の形態の内訳を記載させていただきました。

落書きやインターネットによる割合が比較的多くなっております。

続きまして4ページをご覧ください。3の啓発、教育・啓発等の取組でございます。

まず、(1)「大阪部部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の啓発推進月間について、ご説明させていただきます。

興信所、探偵業者に対しまして、届出の受理時に条例の概要等の説明を実施するとともに、毎年10月を条例啓発推進月間と定めまして、お手元に配布しておりますパンフレットを作成し、市町村や関係団体への配布、ポスターの作成・配布、市町村等の広報、広報誌への掲載のご協力の依頼、デジタルサイネージによる動画放送の広報による啓発など様々な媒体を活用して啓発に努めております。

一方で、令和5年度には不動産業者による同和地区に係る問合せ事案が発生いたしました、条例に基づき指導した事例が発生いたしました。

このような事案が発生しないよう、より一層啓発に努めてまいりたいと考えております。

次に(2)の同和問題に関する職員研修について、でございます。

同和問題についての認識を深め、部落差別事象を起こすことのないよう、また差別事象ではないかと察知した場合に、迅速な初期対応ができるように、大阪府職員や府内の市町村の職員に対しまして、令和6年度、7年度に共に3回ずつ同和問題に関する研修を実施し、併せて庁内の各部局におきましても、独自に職員研修を実施しております。

続きまして、5ページをご覧ください。(3)の就職差別撤廃月間事業の実施及び公正採用に向けた啓発の取組につきまして、こちらからは各庁内の各部局の事業になりますが、ご説明させていただきます。

①6月を「就職差別撤廃月間」と定め、広く府民の方、とりわけ企業に対しまして啓発活動を行うとともに、事業の取組を周知するリーフレットを作成・配布しております。

②「採用と人権」といたしましては、冊子を発行し、本冊子を主に企業の人事担当の方々に公正採用選考に向けた手引書として配布をいたしまして、公正採用選考人権啓発推進員を専任している企業におきましては、これら冊子をご活用いただくなど啓発を行っております。

③でございます。公正な採用のためにポイントを要約・解説したリーフレットを作成し、啓発を行っており、近年問題となっているSNSへのアカウントを特定調査する等の身元調査については、絶対に行わないように強化しているところでございます。

続きまして、(4)宅地建物取引の場における人権問題の解決に向けた啓発の取組につきまして、業界における人権問題に関する正しい知識の普及と人権啓発意識の高揚を図るため、平成29年4月から「宅地建物取引業人権推進員制度」を創設し、推進員を養成するための講座を行っております。

また、啓発冊子「宅地建物取引業とじんけん」を作成いたしまして、宅地建物取引業者に配布するとともに、大阪府と不動産、不動産に関する人権問題連絡会で作成した啓発ポスターを研修会等で配布し、掲げていただいております。

最後に(5)の学校現場における人権教育の取組についてご説明させていただきます。府の教育庁におきましては、人権教育基本方針及び人権教育推進プランに基づき、児童生徒の発達段階に応じた人権学習を実施するほか、教職員の経験年数別や階層別、課題別での研修を実施しているところでございます。

続きまして、6ページをご覧ください。4のインターネット上の人権侵害事象への対応でございます。本取組につきましては、先ほど申し上げたとおり、インターネット上における人権侵害事象への対応は重点的に取り組む課題として捉えており、令和4年に大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例を施行し、令和5年10月には、より実行性のある施策として推進できるよう改正をいたしました。

主な取組をご紹介させていただきます。以下3項目、被害者への相談支援、教育・

啓発の推進、人権侵害情報への対応となります。

まず、被害者への相談支援、これは専門相談窓口「ネットハーモニー」という愛称でございますけれども、これにつきましては、令和5年11月に誹謗中傷や差別等、ネット上の様々な人権侵害に対する専門相談窓口といたしまして、大阪府内で初めて開設し、相談者に対しまして必要な助言等を行うとともに、弁護士等の専門家による無料相談などを実施しております。

次に教育・啓発の推進でございます。2月をインターネット上の「人権侵害解消推進月間」と定めまして、府内の映画館や電車内ビジョンでの啓発動画広告を集中的に行なうほか、YouTube、X、LINE 等におきまして、ターゲティング広告、これは誹謗中傷や差別に関する、例えばキーワードを検索した利用者の方々に対しまして、注意喚起のメッセージを表示し、メッセージをクリックした方々に対しまして、大阪府への啓発ページへの誘導を行うもので、このような広告を実施していく予定です。

また、あわせまして、中学生や企業等に向かまして、直接府の職員が伺う出前講座や研修を実施しまして、昨年度と今年度8月末までの実績を記載させていただいております。

最後になりますが、人権侵害情報への対応、削除要請、説示・助言の実施につきましては、先ほど申し上げましたインターネット条例に基づき、明らかに差別的と判断される情報につきまして、プロバイダ事業者等への削除要請を行っております。

また、大阪府や被害者が削除要請を行っても削除されず、被害者が府に対応を求める場合等であって、発信者等が明らかである場合には、大阪府から発信者に対しまして説示・助言を実施しております。

その右側に自治体が助言等を行った実績を挙げさせていただいております。

さらに、差別に該当しない誹謗中傷につきましては、先ほど申し上げましたネットハーモニーにおきまして、削除要請の手続きや証拠保存等について助言を行っております。

続きまして、7ページでございます。先ほど申し上げましたように、さらに実行性のある内容とするために、令和5年に改正をいたしました「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」の概要を記載させていただいております。

(1)まず、条例第2条第1項にて、不当な差別的言動の定義といたしまして、人種、民族等の共通の属性を理由とする侮辱、嫌がらせ等の言動や、当該属性を理由として不当な差別的扱いをすることを助長・誘発できると判断できる言動と定義といたしました。

次に(2)条例第12条におきまして、府がプロバイダ事業者への削除要請等を行うことができることといたしました。

また、(3)条例第13条におきまして、プロバイダ事業者等への削除要請を行って

もなお情報が削除されず、不当な差別的言動にかかる情報を発信・拡散した者が明らかである場合で必要と認める場合には、大阪府が発信者等に対しまして説示・助言を行うことができることといたしました。

続きまして、2「インターネット上の不当な差別的言動に係る侵害情報に対する削除の要請及び説示又は助言の実施に関する指針の概要」でございます。

本指針は先ほど申し上げました条例第12条と13条に基づく削除要請であったり、説示・助言の実施に関しまして、より具体的に削除要請できる対象や文言の解説等を示しているものでございます。

8ページです。国におきましても、インターネット上の違法有害情報の流通が社会問題となっていることを踏まえまして、平成13年に旧名称「プロバイダ責任制限法」が制定され、現在「情報流通プラットフォーム対処法」と改正されました。

本資料は所管となる総務省の資料となります。インターネット上の誹謗中傷などによる権利侵害が発生した場合に、プロバイダ事業者等への、本法律上では情報流通プラットフォーム事業者となっておりますけれども、プロバイダ事業者等への損害賠償責任を制限するとともに、被害者が発信等を特定するために必要な情報を開示する手続きを定めた法律です。

さらに、インターネット上の誹謗中傷の申告化と被害者救済の遅れに対応するためには法改正がなされ、令和7年4月からは②のような削除要請の迅速化、③に示すようなGoogleやYahoo、X等の大手事業者等への義務化が課されておりまして、運用状況の透明化が義務付けられることとなりました。

府といったとしても、国の動きを今後も注視してまいりたいと思います。

以上、大変簡単ではございますが、説明をさせていただきました。ご審議のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。

◎説明ありがとうございました。大阪府では、法律や条例等に基づいて、部落差別事象の発生の防止や人権相談、教育・啓発に取り組み、あとインターネット上の差別事象への対応も行っているというご説明があったと思います。

私も聞きながら資料を見ると、今年度、既にもう削除要請が58件も実施されていて、昨年度68件ですから、今年度はまだ8月までということですので、かなり増えていきそうだとと思いました。この辺りのネット上の事象というのが大きな問題になっているのだと思いながら聞かせていただきました。

こうしたことでも踏まえて、今後同和問題の解決に向けて、どのように施策を進めていくべきか、こういった点を中心に、ご審議いただきたいと考えております。これから委員の皆様にご発言をお願いするわけですが、ご出席いただいている委員の皆様、全員に発言をしていただきたいという観点から、順次私の方から指名させていただき、その際にご発言を頂ければと思います。大体1人当たり5分程度でお願いいたします。

す。時間があと 1 時間半となっておりますので、円滑な審議の進行にご協力をよろしくお願ひいたします。

それでは、ご意見をお願いしたいと思います。

○まず、同和問題解決推進審議会のいわゆる任期について、2年と書いてありますが、先ほど人権局長の挨拶にもありましたように、これ自体開かれるのが3年8か月ぶりということで、まずその問題です。少なくとも年に2回や3回、どこまでがこの審議会にふさわしい回数なのかということは議論の余地があると思いますが、3年8か月間、新型コロナの問題や大阪府の内部の問題等もあって期間が空いたということかとは思いますが、あまりにも審議会が開かれずにきています。今後、定期的な開催には、なかなかならないとは思いますが、ある程度開催の時期等も含めて、しっかり開催していただくということを熱望しておきたいということが一点であります。

それともう一点、この審議会のテーマですが、少なくとも同和問題に関する職員研修について、大阪府はもとより、府内の市町村の職員への研修ということを謳っておられます。大阪市で極めて不適切な差別事象が発生し、1年以上経過しているわけであります。当時、横山市長がコメントを発表するというぐらいの、極めて由々しき事態が大阪市で起こったというようなことだと思いますが、今日の資料には全くと言っていいほどその問題が触れられていない。さらには、大阪市には公表できるようなペーパーがおそらくあるかと思われます。3号委員の皆様は大阪市の有識者会議のメンバーと重複しますので、ある程度の経過はご存じだと思われますが、他の方は経過も含めてご存じないかと思われますので、あれだけ新聞や週刊誌や様々なところで問題提起されたわけですので、委員の皆様方に共有することがあって良いのではないかと思います。同時に、府内の市町村といつても、大阪市でありますから、その影響力は極めて大きいわけであり、吉村知事もこの問題は由々しき問題であるというようなことをコメントとして述べておられるわけですから、そのようなことも含めて、取り組んでいただくことをお願いしたいと思います。

限られた時間ですので最後ですが、情報流通プラットフォーム対処法の問題です。プロバイダ責任制限法から、新たな法律と言っていいほどの「情報流通プラットフォーム対処法」という法律ができ、この法律そのものの建て付けは、個人のユーザーが大手プラットフォーマーに削除要請をすることになっているので、個人と大手プラットフォーマーとの関係ということになり、当該の行政は、蚊帳の外というか、全く関係ないということになります。ただ、大阪府の場合はネット条例(大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例)がありますので、その辺の兼ね合いも含めて、「情報流通プラットフォーム対処法」が大阪府民の中で有効的に活用されるということは、極めて望ましいことだと思います。これは情報流通プラットフォーム対処法そのものを改正するのか、「情報流通プラットフォーム対処法」の条文

の定義の中に、いわゆる市町村等の行政の関与ということまで踏み込んで規定することは極めて大事だと思います。そのようなことは、知事もおそらく積極的に考えておられると思いますので、精力的に取り組んでいただくということをお願いしておきたいと思います。以上でございます。

◎ありがとうございました。それでは次、よろしくお願ひします。

○皆さんご承知だと思われますが、私の立場というのが、所属団体から推薦を受けて、この場に座させていただいているという立場ですので、今回4年ぶりに審議会が開かれるということで府連本部と調整してきました。そこでいろいろと検討し、意見を出してほしいということで、文章にまとめていますので、ご報告させていただきます。

皆様ご承知のように、平成28年に施行された「部落差別解消推進法」は、現在もなお部落差別が存在することを認めた上で、部落差別の解消に関する施策の実施を目的としています。解消にあたっては、国と地方公共団体の責務を規定しています。

これを受け、一部ではありますが、他府県等においては、同法の趣旨に則った条例を制定しています。

大阪府においては、全国に先駆け昭和60年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定されています。

本条例は、平成23年に改正され、個人調査と土地調査を共に規制するとしたことが特色であり、こうした条例は全国初の取組であります。

また、大阪府のホームページに記載されています「条例の特色」を端折って読み上げさせていただきます。

「本条例の目的は部落差別につながる調査行為等の規制に関し、必要な事項を定めることにより、部落差別の発生を防止し、もって府民の基本的人権の擁護に資することです。昭和59年の大阪府同和対策審議会答申に述べられているように、部落差別事象をなくすためには、究極的には府民自身の主体的な意識変革に待つべきであり、一義的には啓発・教育に取り組むことが重要であります。しかし一方で、啓発・教育による取組等の限界を踏まえ、条例による規制も必要とされたところであります」と記載されています。

今まで、大阪府は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定しているため、「部落差別解消推進法」に則った条例を制定しなくてもよいという旨のことを申されています。

しかし、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」は、厳正な運用により、部落差別事象の発生防止に寄与するものではありますが、あくまでも個人調査及び土地調査に限定するものであると考えます。

また、「大阪府人権尊重社会づくり条例」も制定され、日々、教育・啓発に取り組ん

でおられますぐ、未だ部落差別は解消されていません。やはり、部落差別全般に特化した条例が必要であると痛感しております。

本心は、「部落差別解消推進法」に則った条例を制定していただきたいと切に願いますが、それが不可能であれば、せめて「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」に「部落差別解消推進法」の目的・趣旨等を加えていただきたいと思いますので、本審議会でのご検討をよろしくお願ひいたします。

という旨でまとめてまいりました。もう時間もないということなので、この辺も踏まえて一度審議をしていただきたいと考えております。よろしくお願ひします。以上で結構です。

◎ありがとうございました。では次、お願ひいたします。

○ありがとうございます。2点意見を述べたいと思います。一つは先ほど大阪府の方からの説明にあったSNSを悪用した事件が全国で多発している件です。私が住んでいる富田林は、画像映像を含めて6回晒され、そのうちの1回は私の家から映し始め、さらに墓石まで映し、しかも偏見を煽り、この地域には特徴的な名字があるかないかなどの内容で、20年ぐらい前に起こった示現舎による差別的な行為をさらに継承したような形で、非常にひどい事件が起こっています。大阪府内だけでも60回以上、40地区以上ですね。以上というのはまだ止まっていないという意味になります、まだ私達の知らない部分もいっぱいあると思います。全国でも約400箇所を超える地区が晒されるという状況があります。

1975年に部落地名総鑑が発覚したときは、国は重大な人権侵害ということで、回収し、焼却処分をしております。それ以上の差別事件が、ずっと放置されており、私は運動団体とも相談して、裁判所に訴えておりますけれども、被告は全く反省することなく、むしろ裁判官を愚弄したような発言を繰り返したこともあります。大阪府も本人に対して説示の取組を行っていただいたそうですが、全く気にもしていない状況があります。そういう意味では、ぜひ罰則規定を持った人権条例等を検討する時期ではないかということが、大きな1点であります。

それからもう1点は、私が自分の住んでいる地域の中で感じることで、地域の中で貧困がものすごく進んでおります。大阪府内の同和地区は、公営住宅率が高いです。ところが公営住宅には、低所得帯の人しか入れないという状況がこの20年以上続いており、今はもう極限状況にまで来ている。そういう状況の中で、子どもたちの、例えば学力の問題、就学率の問題、中退率の問題、就職の問題、またひとり親の家庭が非常に厳しい状況の中で生活をし、早い段階から目的を失っているような状況や、十分自分がやりたいことをやることができないということを非常に心配しています。2002年に地対財特法が失効して以降、約1/4世紀が経ちます。今の同和地区の実態状況

を把握する必要があるのではないかと思いますので、ぜひこの部分につきましても論議をしていただきたいと思います。

最後ですが、私は先ほど申し上げたことでも、実感できないという問題があると思いまして、できれば富田林の動画ではどのような映像が流されているのかということを含めて、現物を持っていつも歩いていますので、ぜひ多くの方に観ていただいて、怒りを共有し、このような差別的な横行を許さないようなことが必要だと思います。何かの折に、動画を見ていただくということもまたお願ひしたいと思います。ありがとうございます。

◎ありがとうございます。それでは次、お願ひいたします。

○今、皆さんの地域の色々な話を伺い、委員もおしゃっていましたが、昨年の大阪市による差別事象、これについて大阪市は明確な答えを出していませんし、ドライブレコーダーもあるはずなのに、それは無くなつたとして片付けられています。同和問題の解決の中で、時系列というものがあって、それに基づいてやっていけば、ドライブレコーダーに足が付いているわけではないのだから、必ずどこかにあって、その映像はこの委員の皆様方が見られると思います。

その言葉というのはえげつない言葉なのです。知っている方は知っていますけども、私たちのことを○○とか言うのですよ。これがまだ現存しているという問題。

けれど、なぜすぐわかるかというのは、土地の路線価なのです。私たちは毎年、法務局と法務省にも言っているが、例えば部落の路線価といえば、私は旧同和の真ん中に住んでいますけれども、路線価が他の地域と比べて一桁も二桁も違うのです。他が20万円や30万円であれば、うちの路線価は5千円とか1万円とかになり、それで明らかにわかるわけです。法務省や法務局が地価を適正にやっておられれば問題のことだが、なかなか法務局の人も逃げておられる。

また違う問題になりますが、今、ある他府県では、実態調査をしようではないかという問題が起こっています。例えば九州や関東でこの実態調査を再度行うということだが、今この混住している状況で、なぜ実態調査が必要なのか。改めて私のところには実態調査が来た、私のところには実態調査が来ていないということになれば、明らかに地域の分断が考えられるわけです。そのため、そのようなことは実態調査ではなく、まず違う形の角度で行ってはどうか。地区には同和運動団体があり、さらには、今、諸外国の方が居住されてきています。その人たちには調査がない。

村の中で実態調査が私のところは來ていない、私のところは來ましたとなつたら、地域の混乱になるし、地域同士の地区内での揉め事にも発展すると思います。それを私たちは懸念しております。

まだ大阪府においては、実態調査をしてほしいといったお声がないかもしれません

が、もしこの実態調査をしてほしいというのであれば、配慮していただき、真剣に考えてもらいたい。こういう言い方は悪いかもしませんが、「寝た子を起こすな」という、そのような感じになると思います。それらの点をよくお考えいただき、委員の皆様、よろしくお願ひいたします。以上です。

◎ありがとうございました。これまでの委員からいくつか発言がありましたが、その中で事務局等からそれに対する回答がございましたらお願ひいたします。

●4名の委員の皆様からご意見を頂戴しましてありがとうございます。順次回答をさせていただきたいと思います。まず、この3年8か月とかなり期間が空いているではないかというご意見でございます。確かにこの間、期間が開いている状況でございますので、この審議会は今後とも大阪府の同和問題の解決に向け、何をテーマに開催し、ご議論いただくことが最も適切なのか、また、社会情勢や時期などを踏まえながら委員の皆様からのご意見も賜りながら、進めていきたいというふうに考えております。開催についてもそれに応じて考えていきたいと思います。

次に、大阪市の問題でございます。私どもも、それを受けて職員研修というものを実施しております。これにつきましては大阪府だけではなく、先ほどの事務局からの説明の中でもございましたが、府内の市町村も入れまして、広く職員研修を昨年度も3回、今年度も3回実施させていただいております。一方通行的な講義ではよくないだろうということで、本審議会にご出席いただいております会長代理の追手門学院大学の平野教授にも講師をお願いいたしまして、その際に平野教授からも、一方的に研修をするのではなく、隣の人と対話をしながら、物事の理解を深めていくという形で、同和問題をみんなで考えていくという研修のスタイルをとらせていただくなど、今一度理解していただけるよう努めております。やはり、同和問題を正しく理解する絶対の方法はないかと考えておりますし、また、大阪府もそうですが、市町村におきましても、同和問題の研修を行っていただくようお願いしております。昨年度、大阪府におきましては、全部局で、同和問題に関する人権研修を実施させていただいているところでございます。

そして3問目の「情報流通プラットフォーム対処法」についてですが、我々も先ほどの説明にありました削除要請をさせていただいておりますが、プロバイダ事業者に対する削除要請につきましては、その誹謗中傷を受けた個人のユーザーと同じプラットフォームに削除要請をさせていただいております。これでは行政として、先ほど委員のお話にもありましたが、個人からの要請とは区別してほしいということで、7月に総務省と法務省に我々大阪府と、今回は茨木市の福岡市長も一緒に行っていただいたのですが、行政専用のプラットフォームを整備してほしいという要望をさせていただいております。現時点、まだ前向きなお返事というところまではいっていないのですが、

問題意識というのを理解いただいているのではないかと考えております。

次に、部落差別解消に関する推進条例を作成いただきたいというところでございます。私ども今は「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を制定しておりますので、まずはこれを先に進めているというところでございます。どちらかというと部落差別解消推進法は理念法というところがありますので、少し建付けが違うのかなというところがあります。これについて、なかなか取り込むというのは非常に難しいのかなと考えているところがございます。

次に、条例に罰則規定を設けていただきたいというお話をうけたと思います。この件につきましては、現在の府の条例は、いわゆる削除要請や説示・助言とは、いずれも行政指導でありますので、従うかどうかは相手方の任意であるということでございます。もし罰則を付けるということになると、その対象者を誰なのかというところを厳格にしていかなければならぬということとなり、第三者委員会のような審査会の関与など、厳格な手続きを前提とした制度というのが必要になると考えております。我々としましては、いわゆる即効性や迅速性を重視しているというところでございまして、今のところ罰則というのはハードルが少し高いのかなと考えているところがございます。

それから、その次の実態調査についてですが、先ほど他の委員からもご意見をいただきておりますけれども、生活実態調査をするとなれば、地域・個人の特定に繋がることが避けられないというところもあり、新たな差別を生じさせる恐れもあるということでございますので、実施にはかなりの課題があるのかなと考えております。現在は既に法に基づく特別措置から一般施策に移行しているという点におきましては、各部局で必要に応じて、そのような実態を把握するところかと考えております。ただ、人権局といたしましては、この差別事象についての実態把握というのは重要であると考えておりますので、差別事象の集約会議等の様々な機会を通じて把握しているところでございます。

また、路線価の件は法務局の管轄となり、我々からコメントするというのは難しい部分がありますので、ここは差し控えさせていただければと思っております。以上よろしくお願いいたします。

○ありがとうございました。それでは続きまして、次の委員から意見を承りたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

○意見というより質問になるのですが、資料6ページの一番下に人権侵害情報への対応ということで、昨年度は削除要請を68件、説示を1件行っていただき、皆さま方非常にご苦労されて実施されているかと思うのですが、実際にこの68件の削除要請で、どれだけ削除されたのか、また、効果があったのかについて教えていただきたい

です。

それと、説示について、7ページの下で説明いただいているのですが、私の個人的な受け止めなのですが、削除要請とどう違うのかが難しいと言いますか、同じようなイメージになります。先ほど、委員がおっしゃっていましたが、罰則規定がないのかもしれないですが、そのような厳しいことはできないものなのか、やるべきではないのかなと思ったりもします。インターネットであげられている酷いYouTuberの方の動画を見ますと、単に削除するようにと説示や助言を行ったところで改めるようなものではないと思いますので、何か思い切った、もう一歩踏み込んだ方が良いのではないかという印象を受けます。これは意見です。

◎ありがとうございました。それでは次、よろしくお願ひします。

○私自身も子供を持つ親として、子供が同和問題に対して正しく理解するための教育を受けるということは大変重要なことだと思っております。同和問題は歴史的背景があるものの、これを解決するためには、次世代を担う子供たちが正確な知識と理解を持つことが不可欠だと思っております。

現在は小学校の高学年から、同和問題に関する教育を始めていると聞いておりまして、早い段階から子供たちに同和問題について学ぶ機会を提供することは、偏見や差別を未然に防ぎ、共生社会を築くための基盤をつくることになり、重要ではと思っております。

子供たちが理解することによって、差別のない社会を築くことができると思っており、引き続き学校教育現場の方で、同和問題に関する教育をより一層推進していただきたいと思っております。

現在は、小学校の子供たちもインターネットをたくさん使っていて、学校の方でもトラブルがたくさん発生するということも聞いております。そして、私自身も府議会でインターネット上の人権侵害の防止に対する取り組みについて昨年度質問させていただきました。インターネットのリテラシー向上は、インターネット上の人権侵害を防ぐ対策として有効であり、特に小学校からインターネット上の利便性、危険性を学び、基本的なルールやマナーなどを教えることはとても重要と思っております。

引き続き、教育庁と連携しながら、先進的に取り組んでいただきたいと思っております。

同和問題に関して、大阪府が取り上げることに対して、大変興味深い取り組みだと思っておりますので、本日の審議会の皆様からご意見を参考にして、私自身も同和問題に対する理解を一層深めていきたいと思っております。今後ともよろしくお願ひいたします。

先ほど、委員がおっしゃったように、YouTuberの方の動画が野放しの状態になつ

ている件について、大阪府として、弁護士や警察に対して、繰り返し要望し、規制をしていく必要があると思っておりますので、今後皆様と意見交換をしていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○差別があつてはならないということは、もちろんのことだと思っています。先ほど委員の方々からいろいろなご意見があつたと思いますが、まずこの審議会自体がなかなか開かれてこなかつたということは、確かに問題なのかなと思っています。我々、大阪府議会議員とはいへ、様々な担当区というか、選挙区というものを持っておりまして、その地域によって見え方も違つており、このような場で我々の地域はこういう状況なのだということを聞かせていただくということは、我々にとっても非常に重要だと思いながら聞かせていただいておりました。ぜひ、定期開催ができればなお良いのかなと思っております。

あとは、委員からもお話をありましたけれども、インターネットの説示・助言なんかも含めてですが、このような審議会の場で、今、大阪府が行つてゐる施策というのが、説示や助言を行つた件数以外の部分でどのように効果を発揮しているのか、どのような影響を与えてゐるのかというところもぜひご共有いただけすると、なお今後の施策展開に我々がいろいろ提言をしていく上でも役に立つていくのかなと思いますので、そのような視点でもご協議をいただけることがあれば、ぜひご協議いただきたいなとうふうに思つております。以上でございます。

◎ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○先ほどから本当に貴重なお話を伺わせていただいており、ありがとうございます。

私、吹田市選出の府議会議員なのですが、吹田市でも新年の集いなど様々な集いがあり、いつも呼んでいただいており、そこで長い時間をかけてご説明いただき、先ほどのような事象やYouTubeで土地について流れていることを伺つており、信じられないというか、憤りを覚えながら学ばせていただいておりました。

先ほどのお話を伺つたあと、このようなことを知つていくことや共感するということが本当に大事なので、ぜひまたこの審議会においても、そのようなことを教えていただけたらと率直に思いました。

資料の7ページに記載のあるインターネット上の誹謗中傷は、部落差別に限らずたくさんある中で、私達もSNSをやつてゐるのですが、なりすましなどいろいろありますし、削除要請だつたり、通報してもなかなか消してもらえなかつたり、自分は消してもそれはずっと残つてしまつたりなど、いろいろな状況があります。根本的に1回世に

出たものが消えないという状況になっているのは、大きな問題でありまして、考えていかないといけないと日々悩んでおります。あと、インターネットのネットハーモニーを府として作っていただき、私も委員会等で質疑させていただいたのですが、本当に大事だなと思っております。

特に、先ほど委員のお話にもありましたとおり、私にも子供がいるのですが、低年齢からスマホを持ってネットをしたりといろいろな人と繋がっている中で、いじめに発展したりということもあり、また、被害者も加害者も相談があると伺いましたので、そのような自分で抱えずに相談できる場所があるということは、とても大きいことだと思います。あまり相談が多いのもよくないかもしれないですが、府としてもしっかり運営を続けていただきたいと思っております。

また3年ぶり4年ぶりではなく、1年に1度でもこのようにいろいろと教えていただける場があればなというふうに感じております。よろしくお願ひいたします。ありがとうございます。

◎ありがとうございます。次、よろしくお願いします。

○はい、ありがとうございます。3年8か月ぶりというお話でいきますと、一番大きいことが委員からお話があったかと思いますが、法律の改正ということで「プロバイダ責任制限法」から「情報流通プラットフォーム対処法」へという大きな前進、小さな一步かもしれないのですが、あったのかなと思っております。

そうした中で、ここにおられる委員の皆さんそれぞれに頑張られたところもあるかと思うのですが、やはり新しいことというよりは、これは続けましょうというお話なのですが、先ほどご紹介がありましたとおり、三者要望ということで毎年、大阪府さんと大阪府市長会そして町村長会という三者で国の法務省と、総務省の担当の方に直接お会いしてお話をされる場を大阪府さんのおかげで設けていただき、実現できております。

その流れの中でこのような「情報流通プラットフォーム対処法」の制定にも繋がったのかなと思っていますし、特に同和問題ということでいきますと、大阪府さん、大阪府内というのは、やはりフロントランナーの一つだと認識しており、しっかりと声を毎年届けるということがとても大切だと思いますので、これからもお願いしたいというふうに思っております。

特に「情報流通プラットフォーム対処法」については、まだまだ運用がどうなっていくのかは不透明ですし、プラットフォーム事業者がこれで足りているのかというところも含め、まだまだこれからの分野ですので、ともに学ばせていただきながら、頑張っていけたらなと思っております。

いずれにしても、同じ行政ということで、職員の育成もとても大切と思っておりますので、これまでのことについても学びながら、若手の職員にも、茨木市の状況でお恥

ずかしいですけども、油断をするとすぐに、少し緩い処理になっているような、そんな事象をなぜあげてこなかったのだというようなことにつながっておりますので、しっかりと人材育成ということにも目にかけながら、国を動かしていくということで共に頑張りたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

◎ありがとうございます。それでは、次、よろしくお願ひいたします。

○我々は基礎自治体ということで、いわゆる戸籍や住民票の受付をさせていただいているのですが、その中で不正請求というのは、窓口ではなかなか発見しにくいという現状がございます。そういった中で、司法書士や行政書士の職権請求があると思うのですが、そのような団体とどのような関係を築かれ、啓発をされているのかというところを知りたいというところでございます。

もう一つ、不正請求に有効な手段として本人通知制度というものがあるのですが、我々窓口で登録いただくよう啓発をしているのですが、なかなか数が伸びないというような現状がございます。そういった中で、もう少し何か良い方法がないのかなというのを、皆さんと共有しながら考えていけたらなというふうに思っております。以上です。

◎はい、ありがとうございました。それではただいまの委員からのご発言につきまして、事務局から回答をお願いいたします。

●ご意見ありがとうございました。まず、削除要請に関する削除率についてですが、昨年度は68件プロバイダへの削除要請を行っており、うち13件の削除、いわゆる閲覧不能状態、削除されているという状態でございます。率で申し上げますと約19%という状況でございます。

それから説示について、先ほど事務局の説明ではありませんでしたが、資料の7ページ目に説示の内容を書かせていただいておりまして、読ませていただきますと、「事理を説示し、反省を促し削除を求めるもの」ということで、要するに投稿者に対して削除しなさいというふうに大阪府の方から行政指導を行っているものでございます。ちなみに、助言というのはそこまで至らずに、もう少しその人権意識の涵養と削除をしなさいというところで、説示の方が厳しい行政指導という形になってございます。

それから、罰則規定を設けてはどうかというご意見ですが、先ほども申し上げさせていただいたのですが、罰則となってきたと、まず発信者の特定というところが議論になってまいります。先ほどの資料の8ページ目に発信情報の開示というところがありますけれども、やはり発信者がわからないケースも多々ございます。そのため、発信者の開示請求もやっていかないといけないのですが、ただ現状でいきますと、この

開示請求というのが裁判所の方で追いついていないというような状況もあるということも聞いてございます。このようなところもあり、我々としてはまずは、インターネットで広まっているものを説示・助言という形で、発信者に対して促していくという方がいわゆる即効性や迅速性というところから重要なと考えております。罰則となると、条例上の「不当な差別的言動に係る情報を発信・拡散」に該当するかどうかについて認定をしていかないといけないということになり、行政だけではなく、何らかの外部の審査会というものも必要になり、1件1件確認していかないといけないということで、どうしても時間がかかることがあります。現時点では、比較衡量で、行政指導という形で今は進めておりまして、この立法事実を積み重ねた上で、今後どうしていくのかということを考えていきたいと思います。

それから、先ほどご発言いただきましたが、私どもは7月に福岡市長にも先頭になっていただきまして「情報流通プラットフォーム対処法」に関する国への要望をさせていただいており、引き続き、こちらについては要望を粘り強く進めてまいりたいと考えております。

それから、ご質問の説示・助言の効果でございますが、まさに昨年に条例改正し、行っているところでございますので、この辺も立法事実の積み重ねという形になりますけれども、これを見ながら効果を考えていきたいと考えております。

それから、ネットハーモニーをご評価いただきましてありがとうございます。ネットハーモニーにつきましては、先ほど委員からもご発言いただいたとおり、被害者からの相談だけでなく、加害者からの相談も受けさせていただいており、またご本人からのご相談というのも多いのですが、親御さんからのご相談もよくございます。そういう点でいきますと、やはりこのような相談窓口の機会ということでの救済と言いますか、そのようなことは一定あるのかなと考えてございます。

それから、三者要望の実施については、本当にありがとうございました。引き続き、国の方にも、粘り強く大阪府市長会と大阪府町村長会と一緒に三者で要望活動を進めていければと考えております。

それから、本人通知制度というのは、府内全市町村において制度として実施しているというところでございます。併せて、被害告知制度につきましては、これはセクションが変わるので、大阪府の総務部市町村局の行政課が取りまとめとなり、現在進めているというところでございまして、かなりの市町村でこのスキームを定めた要領を定めていると聞いております。要領の制定については、市町村への働きかけをしていると聞いておりますので、この二つの制度を相まって進めてきたと考えております。

また、これは市町村局行政課とともに、大阪府行政書士会や、日本行政書士会、あと大阪府弁護士会、大阪府司法書士会、それから私も3月に日本弁護士連合会にも行きまして、大阪府の取組について説明させていただいたり、いわゆる士業団体への取組も進めさせていただいたりしております。この辺も市町村の皆様と一緒にになって、

取り組んでいただければと考えておりますので、引き続きご協力のほど、よろしくお願ひいたします。

◎それでは、次、お願ひしたいと思います。

○私は弁護士なのですが、先ほどご紹介がありました動画の削除請求裁判の弁護団の一員でもあります。動画を見ると、発信者は、これまで公になっている同和地区の情報であるとか、文献などを再紹介しているだけだと言うのですが、あの動画を見たらそうでないことは明らかで、明らかにここが同和地区ですよということを特定するために流している動画であるということは明らかです。

ですので、先ほど大阪府の取組をいろいろご紹介いただき、土地調査や身元調査を規制するという取組もご紹介いただいたのですが、被告のような行動を取られるとそれが台無しになるわけです。

市役所にここは同和地区ですかと聞くと問題になりますが、あの動画を見てここが地区なのだと知るということは誰からも何も非難されない行為ということになり、そのような動画の閲覧数が上がってきています。似たような同和地区を特定するような模倣する者はたくさん出ています。そのため、そのような動画やホームページというのは、どの情報を出すべきで、どの情報を出すべきではないという、チョイスが明らかに間違っているわけです。だからそういうものをしっかりと規制していく仕組みが必要だと思っております。

もちろん裁判も行うのですが、裁判という司法の場だけでなく、行政的な規制というのも絶対に必要だと思っています。そういう意味では大阪府の条例にも私は大いに期待しているところです。

それからもう1点、私は今弁護士をしていますが、弁護士する前とか弁護士になる前に箕面市役所の地方公務員をしていた時代がありまして、そこで2年間ほど同和対策室におりました。その頃は昔の話ですので特別措置法もありましたし、私がいたときに箕面市役所内で市の職員に対する加害者も市の職員だとしか思えないような大きな差別事件があり、とても大きな動きがありました。それだけではなく、今から30年ぐらい前は、行政において、どの職員も同和問題を意識せずに仕事をすることはできないというぐらい意識は高かったと振り返ってみると思います。今、特別措置法も失効し、一般施策へと移行されたというところで、良い面もあったかもしれないですが、同和問題に対する行政の職員の方あるいは行政における意識というのが若干希薄になっているのではないかというのは、今は外からですけれども、見ていて感じるところです。

先ほど研修のお話もありましたので、しっかりと同和問題に対する啓発をしていただいて、そのような動画やあらゆるそれ以外のものにも敏感に反応していただける行

政職員の方というのを育成していただけたらと思っております。

最後にもう1点、今日今までお聞きした中でもいろいろなテーマのご意見があり、もっと頻繁に、もう少し定期的にこの審議会を開催してほしいというお話をありました。なかなかこの人数で今のようないろいろなテーマを機動的に審議するというのは難しいので、これは会長と事務局とでお考えいただくことかもしれないですが、小委員会や部会のようなものを適宜開催して、テーマに応じて審議するということも一つの方法としてあるのではないかと思います。

箕面市の例ばかり言って恐縮なのですが、箕面市に人権施策審議会というものがたり、それは同和問題に限らないのですが、そこでとある差別事象があったときに小委員会を開いて、その差別事象を検討し、何らかの意見表明を出したということもありました。先ほど、差別事象に対する対応ができていなかったというご意見もあったので、例えばですが、そのような事象があったときに小委員会を開くとか、そういうこともあるかもしれないですし、テーマごとに部会のようなものを作って審議するということもあるのかなと思いましたので、今すぐどうこうということはないと思いますが、一つの提案として述べさせていただきます。以上です。

◎ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○私は部落差別の聞き取り調査を中心とした実態調査を続けてまいりました。今日は、部落の実態の観点からと大阪における人権教育の観点の二つの観点から意見を述べさせていただきます。

皆様先ほどから話題になっていますが、復刻版全国部落調査裁判ですね、今の動画裁判の前の裁判ですけれども、部落からの転出者の救済が一つの論点となりました。確定した判決では、部落に住所や本籍のない、いわゆる転出者の方々も救済の範囲になるというふうになりました。

このようなことが論点になるのは、被差別部落の人々の移動、つまり部落からの転出者と部落への転入者がたくさんいるからなのですが、つまり大阪府内でも、被差別部落でない場所にもルーツのある方はたくさん住まれているということになります。

一方、部落に転入されている方もいます。部落は歴史的・社会的な文脈のある土地です。例えば同和対策の成果によって、福祉の先進地域となっていたり、公営住宅比率の高い町になっていたり、外国ルーツの方々が暮らしやすい町になっていたりと、貧困や社会問題とその対策に関する資源の集積の仕方が非常に独特な地域となっています。

これらのこと踏まえると、部落の実態や部落差別の実態は、多様な調査方法の組み合わせを駆使しないと明らかにはならないと研究者として考えております。

調査の手法としては、従来は国勢調査の二次分析を使ったり、研究者が科研費を

取ってモデル地域の悉皆調査をしたり、旧同和地区の公営住宅とその他の公営住宅との比較などがあると思います。部落差別の調査という建付けだけではなく、生活困窮や困りごとの調査という形をとることも可能だと考えております。

また、量的調査と質的調査の組み合わせを考えることも重要だと思っております。質的調査は、いろいろな情報が集積する場所、例えば隣保館への調査であるとか福祉施設への調査などがあり得ると思います。

転出者の方の把握は難しいのですが、そのような方々が抱える諸課題もそういったところにアクセスすることで、少し知ることができるのでないかと思っております。

量的調査や質的調査は現在、行政からの調査がなかなかできないので、研究者が資金を取ってきて、単発で小さな調査を実施し、その成果がバラバラに存在するというような状況になっておりますが、府が主導して、研究者や地元の機関なども巻き込みながらいろいろ調査を駆使した総合的な調査を目指してほしいと思っております。

また、府が行う調査も部落問題や人権問題に詳しい研究者に調査計画段階からの参画をしてもらうような体制が必要であると思っております。

それから、教育という観点からですけれども、私、大学で部落問題や人権教育の授業を担当しているのですが、今大学生に部落問題の学習経験を聞きますと、一時期より部落問題を学んだ経験が増加しているように感じていましたが、実際、近畿大学の人権問題研究所の学生アンケートの分析を見ますと、やはり2016年の法律の施行後に、今の大学生が小中高段階で部落問題学習経験が増えてきているということがわかつてきております。

また、本年6月に出ました国の「人権教育・啓発に関する基本計画」(第二次)でも部落差別は依然として人権課題の重要な1類型と明記されていることからも、今後も学校での部落問題学習経験ができるよう、府としても努力を続けていってほしいと思います。

また、学校現場の特徴としましては、氷河期世代を挟んだために、年齢の若い教員と同和教育を受けているベテランの世代との断絶があって、先輩から直接部落問題学習について学ぶ機会が少なくなっていると聞いております。

また、30代ぐらいの年代、もう少しボリュームのある教員の世代ですが、ちょうど地対財特法失効後から2016年の部落差別解消推進法という新しい法律のはざまに小中高を過ごしてきた方々で、今30代の教員たちが学校で部落問題学習を学んでいない世代となっております。そのため、現職の先生方への部落問題学習の研修やサポートを府としても頑張っていただきたいと考えております。以上です。

◎はい、ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○大学で憲法を担当しています。他の委員から少し違った観点を持ってお話をすると

ことになるかもしれません。

最初にですが、委員を引き受けておいてなんだということになるかもしれませんけれど、実は同和問題というのは、本当はこのような審議会が開かれない状況が出来上がっているというのが一番良い状況だと思っています。そのため、できれば解消されることが望ましいと思っています。その段階はいくつかステップとしてはあると思うのですが。

過去から遡っていくと、例えば、国の同和対策審議会答申以降、様々な同和対策事業が行われ、その目的が一定達成されたということで法律は失効することになったわけですが、その後、そのことについての評価をそれぞれの自治体等で、どれだけきっちりと行った上で、その後の施策が講じられるようになってきたのかということについては、やや疑問があるところであります。申し訳ないのですが、大阪府がどうだったかについて、私十分存じ上げていませんので、その辺は少し検証していただきたいと思っております。

その上で、少し違和感を持ったことがあります。「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」の中に、「同和地区」という言葉が出てくるのですが、「同和地区」という言葉は、その定義の中では「歴史的・社会的理由により、生活環境等の安定向上が阻害されている地域をいう」となっていて、これは現在こうなっている地域というふうに読めるのです。ところが、今、法令上は同和地区というのがあるわけではなく、法律上は、「同和地区」ではなく、あえて言うならば「旧同和地区」という表現の方が適切ではないか、と思っています。

「同和地区」という言葉をこのまま残すということは、結局その地域を特定して行う地域を、同和地区や旧被差別部落だということを、ずっと公的に表示し続けるということになってしまい、という問題があるということで、これは少し考えていただきたいなというふうに思います。

同じようなことなのですが、その上で先ほどの実態調査の問題云々という話がありましたけれども、実態調査というのは一体何をもって実態調査ということなのかということなのですが、同和問題に関わって言うと、やはり同和地区とそうでない地区を区別した上で、調査をするということにならざるを得ないと思うのです。

だとすると、行政が特定の地域をなお同和地区だということで存続させ続けることがかえって、同和問題の解消とは逆方向になってしまうのではないかということが懸念されます。

これがまず第1点。2点目について、いくつか質問なのですが、今日出された資料に様々なデータがありますが、データの数字の中で一部は、同和問題に関するものと書かれているのですが、それ以外のデータというのが、同和問題に特化した数字なのかどうかというのが少しあかりにくいということ。また、全体としてここで取られている大阪府の取組というのは、同和問題に限定した取組というよりは、人権問題全体の取り

組みだというふうに伺っていたのですが、その理解でいいのかどうかということです。

それからもう一点、先ほどお話を伺っていて、条例の中で罰則規定を設けたら良いという議論がありましたけども、事務局からのお話にもありましたが、罰則規定を設けるとなると、相当程度に、構成要件とか含めてですね、相当細かいところまで定めていかなければいけなくて、何をもって処罰の対象となる差別行為なのかということを明確に定めておく必要があります。おそらく明確に定めるというのは、かなり困難だと思います。そのため、その限られたところが罰則の対象になるというところにだけ焦点が当たってしまい、その周辺部分がかえってばやけてしまうっていう可能性があると思います。今の条例を一定ブラッシュアップしていくというか、その方がまだ実態としては、同和問題の解消のためには役に立つかなと思っているところであります。ということで、私の方からは以上です。

◎はい、ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○よろしくお願ひします。私自身も人権教育を研究しており、全国人権教育研究協議会の役員などもしております。

最近のことと言いますと、大阪府の北摂地域で夏休みに小中学校の人権教育研修に行かせてもらったのですが、その打ち合わせのときにも、ある地域の動画が出回っているというようなことを学校の先生からご紹介いただき、こういったことが今子どもたちも見られる状態になっていて、どう取り組んでいいって良いのか悩んでいるということを伺いました。

情プラ法のこともでてきましたが、大きなことで言いますと、最近、関心経済、アテンションエコノミーという言葉を知りましたが、デマであったり、ヘイト的な内容の発信や拡散というのが、SNSの世界の中で利益を生み出すというか、注目されることが、利益に繋がるというような構造というのが、ネット差別が居場所を持ち続ける原因になっているのかなどというふうに思いました。こうした法やいろいろな規定というものが、そのようなアテンションエコノミーというのをなくしていく方向に進んでいかないといけないのではないかと思っています。

先ほどの委員のご意見にもつながりますが、調査と教育についてということで述べたいと思います。差別の現実に学ぶということは、同和教育においてずっと言われてきたことですが、現実の正確な把握ができないと、教育や啓発、差別の予防の施策についての焦点が定まらないものになると思います。

一方で2016年にこの審議会で出された府の見解として、府が調査目的であっても対象地域の個人を絞った調査を行うことは、個人情報保護の観点から不適切であるとそのような立場を示されたということを聞いております。

しかしながら、できないと言って放置しているのでは、どんな部落差別の実態があ

るか、手がかりがつかめず、この部落差別解消推進法に照らして、府が進めていく施策についても、それが本当に適切なのかどうか評価が難しく、方向性を長い目で見て見失うことになると思います。ですので、変化していく差別の実態にきちんとそれに追いついていき、適切な対応ができるようになるためにも、やはり一定の部落差別の実態調査は必要ではないかというふうに私は思っております。ですが、いろいろな委員のご意見からもありましたように、悉皆の調査は難しいというご意見もあると思います。ですので、私としましては、大阪府内にある隣保館を用いた、悉皆的でない、利用者の協力ベースによる人権課題の把握ですね、そうしたものが現実的なのではないかと、いろいろな実態があるので統計的に表しにくい部分もあるかもしれません、いろいろな実態がどう地域の中にあるのかとか、どんな部落差別に苦しんでいるのか、そういうことを把握するということはやっぱり大事だと思っていまして、隣保館の場を用いた調査ですね、こうした事例として、福岡県隣保館人権課題把握調査があります。アンケートを隣保館に置いて、例えば協力していただける方に調査票に記入して投函いただき、それを分析するというものや、あとは、三重県伊賀市の隣保館利用者調査、ヒアリングなども入っていると聞いていますけれども、こうしたものが参考になるのではないかと思いまして、今後、考えてほしいと思います。

また人権課題に関する府民意識調査も、進めているのですが、ただアンケートをやって、その結果を公表するというだけではなくて、学識者による分析が重要ではないかと思います。今日的に言いますと、例えばネット上の差別的な書き込みや発信をしてしまう人は、どういう傾向があるのかや、どのような背景があり、そのような方向になってしまうのかということ、どこが影響を受けやすいのか、こうしたところの分析を行うことによって、効果的な教育・啓発方法ができるのではないかと思っております。ですので、学識者の分析あるいは調査設計ですね、こうしたところでの協力ということも提案したいと思います。

最後に教育についてですが、メディアリテラシーの教育というのも非常に大事だと思います。インターネット上の差別や誹謗中傷について、どの子どもにも他人ごとではなく、自分ごととして捉えられるように、誰か他者が人権侵害されている、差別されているということではなく、自分にも関わる問題だと考えられるようなものですね。

また、SNSで上がってくる情報というのは、いろいろな仕組みでその人にターゲットを絞った情報として上がってきたり、最近フィルターバブルという言葉もありますが、こうしたことによって意識が向いて、こういう仕組みで上がってきてている情報なのだと、あと上がってくる情報が本当に正しいのかなど、そのようなことを批判的に考えられるような教育を、また自分ごととして取り組めるような教育を進めてほしいと思います。

さらには、部落問題学習の推進ということがとても大事だと思います。部落差別解消推進法で定められているように、部落差別をなくすための教育・啓発が自治体の

責務ということで、目にしている動画などで出てくる情報というのが、なぜ上がってくるのがおかしいのかや、付隨している説明がなぜおかしいのか、そうしたことを理解するためには、歴史とか現状の不当性を認識することが大事だと思います。

また、差別をされない権利について子どもたちが学び、差別をなくしていくために何ができるのかを、子どもが先生から一方的に教わるのではなく、自分でちゃんと考えていくようなカリキュラム作りなど、学校現場で検討できるのか、実施を強く求めたいなと思います。以上、私の意見を述べさせていただきました。

◎はい、ありがとうございました。それでは、次、よろしくお願ひします。

○大学教員になる前は、30数年間、府立学校にて教員をしており、管理職も務めさせていただきました。

私は本審議会委員に推挙されたきっかけは先ほど事務局からもありましたように、この2年間の大坂府の職員問題研修講師を、計3回務めさせていただいたことにあります。

そもそも、同和問題の府職員研修も久しぶりだったみたいですが、その経緯が先ほどから何度か出ております、大阪市の職員による差別発言、非常に酷い発言があったということです。なので、私もこの件の詳細は研修で必ず取り上げさせていただいております。

なぜ私が講師として推挙されたのかということで言いますと、当時、私は大阪府教育庁で同和問題の研修をやっていまして、それをたまたま人権局の方が見に来られていたのだと思われます。

なぜ私が大阪府教育庁とか高校での研修をしていたかというと、その前年に府立高校の校長による差別発言があったのです。それで当時の教育庁の担当がこれはもう由々しき事態だということで、府教育庁全体での研修をしたいということがありました。また、その前後ずっと府立高校でも毎年10回以上の同和研修の講師を努めました。

今回、大阪市のことがあり、人権局の方からも、私の名前を調べて来られて、この機会にしっかり公務員に対してやりたいということでこの2年間実施され、実際してみていいろいろ私も工夫をさせていただきました。若い世代の方は同和問題を知らないという方から、よく知っておられる方も含めて研修をさせてているわけですが、非常に熱心にどの方面からも参加されて、ある程度の効果が上がったのではないかと思います。また、これをきっかけに別の自治体の研修もさせていただいている。

事務局から最初に紹介がありました平成10年の基本方針やその後の平成13年の審議会の答申では、一般政策になつてもいろいろな啓発をしっかりとしていくという趣旨があり、また、平成28年の部落差別解消推進法からかなり経ちますけども、残

念ながらそのような発言があったということは、この差別というものがなくなっていないということです。だからここまで委員の発言にもありましたように、条例があるから対象者の規定も含めて実態調査ができないということに、十分納得はできていなっています。というのは、先ほどのような差別事象もあったし、差別される当事者はいるわけですし、対象地域がなくなったわけではありません。なので、そこで指摘されている方法で実態調査は難しいかもしれないですが、差別の現実の把握、これは府の責務だし、我々、教育に携わってきた者の責務でもあると思うのです。それこそ自身が、今年で60年になります国の同対審答申の精神だと思うので、そこを失って同和行政は進まないというふうに改めて考えます。

ですので、委員の方々の発言にもありましたように、これまでの大坂の同和行政とか同和教育の歴史の成果を踏まえてですね、改めて行政とか諸団体とか研究者とか、現場が連携して何らかの形の実態把握への努力とか工夫をすべきだと思います。ここ3年何か月か開催されていなかった中で、今回の意見交流をきっかけに、先ほどのご指摘のような小委員会でも良いですし、かつては専門員による調査もあったたようでしたし、ここまでインターネットの差別とか、まだ学校現場の差別がなくなってない中では、実態調査の具体化をこの審議会に私は求めたいなと思います。

そのような動きを作ること自体が同和問題の解決の実質を高めていくのではないかと思いますし、せっかく府が様々な形で同和行政をやってきたこともやはり、職員や教員への継承というのも、今まさに必要だと思うのです。

先ほど隣保館のお話もありましたが、私と同じ大学の同僚の教授が府内の隣保館事業において、長年、具体的で実証的な研究されております。この間、ご教示いただくことも多かったのですけども、その教授が言われるには、同和対策の流れを汲む府内の隣保館の生活相談において、人権に関する相談の中でやはり差別の不安とか、その経験を把握することは非常に大切であり、それはいろいろな方法をとれば可能であるとおっしゃられていたので、ぜひ私もそう考えたいなと思いました。

それと、最初に申し上げましたとおり、私は府立学校の教員を30数年勤めてきて、法があった時代も、法の失効以降も、実際に部落出身の生徒たちが、部落差別についての不安や、苦しみを訴えてきたことを直接私は見てまいりました。それに関わってきた教職員とも府立学校での人権研究会を通して共有してきました。やはり残念ながら、今日もそういう教職員の差別事象が起きている中で、改めて先ほど申し上げましたように、教育行政や地域関係者や研究者を含めてですね、当事者の意見を含んで、その内容を共有するような計画を作っていくべきだなっていうふうに提案したいと思います。

最後に、この間、私は先生方や卒業生と一つの本を作った中で、人権学習に関わることについて、ある被差別部落出身の卒業生の生徒が次のような文章を書いてくれたので、これを紹介して終わりたいと思います。

「部落問題や差別は生活のあらゆる場面において私に影響を与えていたし、そういう意味では自分の生活にはいつも部落のことがあった。切り離せるようなものではなく当然気にしなければ良いとか、そういう類の問題でも決してなかった。でも社会はそうではなかった。社会にはまるで部落差別が存在していない。誰も語らない、誰も知らない。でも部落差別は確実に存在していました。あの辺の土地って特殊な人たち、ガラ悪いとこやんな。わざわざそんなん勉強する必要あんの。そういうことを私はこれまで言われてきました。私のこういう経験と社会において共有される考え方や姿勢に断絶があるのは明らかだった」というふうに書いてくれました。

このように当事者の痛みと社会の断絶をなくしていくように具体的な、小委員会の設置を含めて実態把握をしていきたい。特に教育現場におりましたものとしては、この間様々な施策で私立学校に行く生徒たちがとても増えているわけです。私は1回も私立学校での研修に呼ばれていないし、私立学校での実態調査なんかもできているのか心配です。府立は人権教育研究会で毎年春に、ほぼかなりの多くの数の生徒に対して部落問題学習や、外国人や障がい者の中も含めて、学習したことがあるのかについて、教育庁も協力していただきながら実態調査しているのです。やはり今後、私学でのそのような研修も含めて、この審議会で提案して、具体的な現実の把握を含めて、どんな行政が必要なのかということについて皆さんで考えていけたらなと思います。以上です。

◎はい、ありがとうございました。それではただいまの委員からのご発言につきまして事務局から回答をお願いしたいと思います。

●様々なご意見を賜り、ありがとうございます。順次申し上げさせていただきます。

行政がきっちりと規制を行っていただきたいということでございますが、先ほど申し上げたとおり府は条例を制定いたしまして、3本柱という形で相談被害者の相談支援、教育・啓発、それから人権侵害情報への対応ということで取組をさせていただいているところでございます。また、審議会について、小委員会を設けてはどうかということでございますが、ここはまた各委員のご意見を賜りながら、会長とも相談しながら考えていきたいと思います。

それから、実態調査方法でございますが、先ほど申し上げたとおり、生活実態となってまいりますと、地域・個人というところもありますので、この辺については非常に課題があるのかなと考えております。

それから、教育のところでございますが、30代の教員が部落問題の学習を学んでいないというご意見ありますけども、ここは教育庁の方にも話をさせていただきたいなと考えております。教育庁の方でも人権学習ということで、階層別では、昇任者、新規採用者、10年経験者研修、また、職階別では、校長・教頭・首席の研修などを行つ

ているということを聞いておりますが、改めて本日のご意見については、教育庁にも伝えさせていただきたいと思います。

次に、逆にこの審議会を解消した方が良いのではないか、というご意見ですけれども、この点につきましても様々なご意見がございますので、またご意見を踏まえながら、どういう形が望ましいのかということを検討してまいりたいと考えております。それから、この資料につきましては、確かに同和問題に限らず、特にインターネットのところは、同和問題以外のものについても広く人権侵害事象という対応ということでの資料でございますので、そのような数字も入れさせていただいているというところでございます。

それから、小中学校で人権研修されているという中でもいろいろご指摘・ご示唆をいただいているところでございますが、隣保館での調査というところにつきましては、私どもとしましては、一般施策で隣保館は福祉部で所管しているというところですので、まずは福祉部と相談しながらと思っております。

それから、教育研修ですが、これも同様に教育庁の管轄になってまいりますので、また教育庁にも、このようなご意見があったという旨はお伝えさせていただきたいと考えております。

○ちょっとよろしいですか。

●はい。

○委員の皆さん方が長時間にわたって、同和問題に関して語っているのを、单なるできる、できませんの回答はちょっと失礼じゃないですか。検討に値して、議論していくこうということで、それでも部署が違うとか、そんなことは回答になっていない。今日で回答という議論じゃないですよね。審議会として、委員の先生方の意見を聞くという場ですから、率直に3号委員はそれぞれの組織や団体を代表して言っている部分に対し、それでもできません、条例は改正できません、実態調査はできませんですよ。今日は聞き及んだらどうですか。

●わかります。

○おかしいでしょう。先ほど、委員の先生方も罰則規定を設けたらどうやって言つてはったのに、できませんと言うのはどうなのか。それはここの審議の範疇ではないのではないかですか。

●すみません。その辺りはまた各部局と協力しながらということもございますので、そ

こは受け止めさせていただきたいと思います。

平野委員につきましては、研修の方本当にありがとうございました。職員研修への出席者のアンケートも非常にわかりやすいという肯定的なアンケートが非常に多かったです。

先ほど、部落差別の実態把握というのは我々も重要であると認識しておりますし、年2回の差別事象集約会議を実施するなど、様々な機会を通じても把握しているところありますので、引き続きこの部落差別の事象の把握につきましては努めていきたいと考えております。

◎はい、ありがとうございました。本日は貴重な意見がたくさん出てまいりました。これらの意見を踏まえて、大阪府の今後に反映させていくことが重要となってくると思います。それを是非、関係の部署にお知らせしていただいて、今後の大坂府の取組に生かしていくことが大事だと考えますので、よろしくお願ひしたいと思います。

3年8か月ぶりに開かれたということで、いろいろな意見が出てきたと思います。どのように反映させていくかは、なかなかすぐにはできないかと思うのですが、そういう一歩が大事になってくると思います。

事務局の方はいかがでしょうか。

●委員の皆様方、長時間にわたりご審議をいただきまして厚くお礼申し上げます。本日この審議会の開催の頻度、それから会議の形式、それから私ども人権局で所管しております二つの条例、これについてより実効性を高めるための取組ですとか、それから教育・啓発に関するご提言と様々なご意見を頂戴いたしました。

本日賜りましたご意見を踏まえまして、今後さらに同和問題の解決に向けて、部落差別事象発生防止のための取組はもとより、相談体制の充実や教育啓発等の推進、さらにはインターネット上の差別的書き込みへの対応などにつきまして、しっかりと取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

委員の皆様方には、今後とも府政の推進に対しまして、より一層のご支援、ご協力を賜りますようお願いいたします。本日はありがとうございました。

◎皆様のご協力により何とか予定された時間に終わることができました。ありがとうございました。